

改正

令和 4 年12月28日 条例第29号

田辺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第 1 項各号に掲げる事務を処理するため、田辺市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 子育て会議に、必要に応じ、特別委員を置くことができるものとし、その任期は、市長が必要と認める期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 子育て会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員又は特別委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (令和4年12月28日条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。